

脱炭素アクションみぞのくち推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 脱炭素化都市の身近な取組の具体像を示すショーケースとしての「脱炭素アクションみぞのくち」において、脱炭素化に向けた取組を集中的に展開し、市民に身近な取組に参加してもらうことで、市民一人ひとりの環境配慮型のライフスタイルへの行動変容を促進することを目的として、脱炭素アクションみぞのくち推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(推進会議の所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 「脱炭素アクションみぞのくち」における取組の推進に関すること
- (2) 「脱炭素アクションみぞのくち」の情報発信に関すること
- (3) 「脱炭素アクションみぞのくち」において取組を推進する活動主体のネットワークづくりに関すること
- (4) その他推進会議が必要と認めること

(会員)

第3条 「脱炭素アクションみぞのくち」の目的に賛同し、高津区溝口周辺地域で脱炭素化に向けた事業を展開する事業者や団体等のうち、次条に掲げる登録基準を満たしているものを「脱炭素アクションみぞのくち推進会議会員」（以下、「会員」という。）として登録する。

(登録基準)

第4条 会員の登録基準は次に掲げる事項とする。

- 1 「脱炭素アクションみぞのくち」の目的に賛同していること
- 2 高津区溝口周辺地域において脱炭素に向けた取組を実施または予定していること
- 3 前項の内容等について市民等に積極的に広報を行うとともに、川崎市の事業に協力すること

(登録方法)

第5条 会員登録を希望する事業者や団体等の代表者（以下「届出者」という。）は、「登録届出書（第1号様式）」を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、届出者から提出された登録届出書の内容を確認し、登録者名簿に記載するとともに、届出者に対して登録通知を交付するものとする。

(広報等)

第6条 会員は、自らが推進会議の会員としての登録を受けたものであることの広報等を行うことができるものとする。

- 2 川崎市は、会員の脱炭素化に向けた取組等をウェブサイトや広報物等で紹介することができるものとする。なお、届出者は登録届出書を提出した時点で、「登録届出書」の内容をウェブサイト等に掲載することを承諾したものとする。

(登録内容の変更及び取消)

第7条 会員は、登録届出書に記載した内容に変更が生じた場合、速やかに「登録内容変更届出書(第2号様式)」を市長へ提出しなければならない。

2 会員は、取組内容を中止した場合や、廃業などの理由により取組内容を中止する場合は、「登録中止届出書(第3号様式)」を市長へ提出するとともに、登録を受けたものであることの広報等を取りやめなければならない。

3 市長は、「登録内容変更届出書」又は「登録中止届出書」の内容を確認し、登録名簿及びウェブサイト等の掲載情報から変更又は削除するものとする。

(登録の抹消)

第8条 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1) 登録事業者が第4条に規定する登録基準を欠いた場合
- (2) 「登録届出書」又は「登録内容変更届出書」に虚偽の記載がある場合
- (3) その活動に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある場合
- (4) その他市長が登録に不相当であると判断した場合

2 登録を抹消された会員は、登録を受けたものであることの広報等を取りやめなければならない。

(事務局)

第9条 推進会議の事務局は、川崎市環境局脱炭素戦略推進室に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、事務局の長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

脱炭素アクションみぞのくち推進会議 登録届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地 〒

団体名

代表者名

担当部署

担当者名

電話番号

メールアドレス

「脱炭素アクションみぞのくち推進会議設置要綱」第5条第1項の規定により、次のとおり「脱炭素アクションみぞのくち推進会議」の登録届出書を提出します。

1 取組概要 (予定含む)

取組内容	
取組場所	
取組期間	
実施主体	
備考	

※枠内に記載できない場合は、「別紙のとおり」とし、別紙(様式自由)による記載も可。

2 川崎市ウェブサイトからリンクを希望する場合

URL :

※届出者は、登録届出書を提出した時点で、「登録届出書」の内容を川崎市のウェブサイト等に掲載することを承諾したものとする。

脱炭素アクションみぞのくち推進会議 登録内容変更届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地 〒

団体名

代表者名

担当部署
担当者名

電話番号

メールアドレス

「脱炭素アクションみぞのくち推進会議設置要綱」第7条第1項の規定により、次のとおり「脱炭素アクションみぞのくち推進会議」の登録内容変更届出書を提出します。

1 変更内容

(変更前)	(変更後)

2 変更事由発生日

年 月 日

脱炭素アクションみぞのくち推進会議 登録中止届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地 〒

団体名

代表者名

担当部署

担当者名

電話番号

メールアドレス

「脱炭素アクションみぞのくち推進会議設置要綱」第7条第2項の規定により、次のとおり「脱炭素アクションみぞのくち推進会議」の登録中止届出書を提出します。

1 中止する理由

※差支えない程度で御記入ください。

2 中止事由発生日

年 月 日

※登録を中止する会員は、登録を受けたものであることの広報等を取りやめなければならない。